

# KCVコミュニケーションズ ケーブルテレビご利用にあたって

## 料金のお支払い

■毎月の利用料金は、銀行・郵便局などの口座振替でお支払い頂きます。尚、ご利用できる金融機関は下記の通りです。

～KCV指定金融機関～

日田信用金庫・大分銀行・福岡銀行・西日本シティ銀行・豊和銀行・大分県農業協同組合・筑邦銀行・大分県信用組合  
九州労働金庫・大分大山町農業協同組合・ゆうちょ銀行

■振替日は、毎月15日(休日の場合は翌営業日)となります。

## NHKの受信料について

■KCV月額利用料の中にはNHK衛星料金及びカラー受信料は含まれておりません。

※NHKの衛星カラー受信料は便利でお得なKCV経由による【団体一括支払い】をご利用下さい。

## 受信機STB(セットトップボックス)について

■受信機は、当社よりレンタルいたしております。(お客様の買い取りではございません)ご解約の際には機器の返却が必要です。

## 録画機内蔵STBについて

■交換・故障、不具合等の原因により、録画・編集したデータの損失、正常に録画・再生出来なかった場合についての補償、およびこれに生じた損害、原因の如何を問わず一切当社は責任を負いかねます。また、交換・返却などの場合、記録済みデータの移し替え等を行いません。

## 工事について

■KCVサービスエリア内であっても技術的な理由等により、受付できないことがあります。

■宅内配線状況によっては、ブースター等の設置工事費用がかかる場合があります。

■集合住宅・借家等にお住いの場合、オーナー・管理組合の許可が必要となります。

## ご解約及び一時中止について

■家の建て替え等により、しばらくサービスを受けられない場合一時中止ができます。(期間は1年間)

■家の建て替えの時、新家屋の新設引き込み工事料が必要となります。

■ご解約後は、民放・NHKの地上波放送を含めて一切のテレビ受信ができなくなります。ご解約後はテレビアンテナ等の受信手段をご自身でご用意下さい。(当社では、アンテナ設置工事及び切替工事は行いません)

## 加入者個人情報の取り扱いについて

■KCVは、加入者から取得した個人情報の取り扱いについて最大かつ嚴重の注意を払い、加入者情報を利用することができるものとします。

本書に記載以外につきましても契約約款をご覧ください

**KCVコミュニケーションズ株式会社**

〒877-0014 大分県日田市本町6-3 TEL (0973)27-5001 FAX (0973)27-5002

# KCVコミュニケーションズ株式会社ケーブルテレビ加入契約約款

KCVコミュニケーションズ株式会社(以下「KCV」という)とKCVが行う業務の提供を受ける者(以下「加入者」という)との間に締結する契約は有線テレビジョン放送法に基づいて定めた次の事項によるものです。

## 第1条 (KCVの行う業務)

(1)KCVは業務区域内の加入者に次の業務の提供を行います。

- ①. KCVにより受信可能なテレビジョン放送及びFM放送を有線により再送信する業務。
- ②. KCV又は他のステーションの編成するテレビジョンによる自主放送番組を有線により放送する業務。
- ③. 広報及び宣伝の企画サービス業務。
- ④. 上記事業に付帯する一切の業務。ただし、一部の業務については、計画により漸次業務を拡大します。

(2)施設には、加入者引き込み線に同軸ケーブルを用いるもの(以下「同軸引き込み方式」という)と、光ケーブルを用いるもの(以下「光引き込み方式」という)があります。光引き込み方式の区域では同軸引き込み方式の新規受付は行いません。

## 第2条 (契約の単位)

加入契約は一世帯ごとに行うものとします。又、集合住宅及び商業ビルにおける契約は、1棟又は1世帯ごとに行うものとします。

## 第3条 (契約の種類)

加入契約には、一般契約とレンタル契約の二通りがあります。又、セットトップボックス(以下「STB」という)・録画機能付きセットトップボックス(以下「録画機付きSTB」)を使用して有料番組を視聴する場合は、STB及び録画機能付きSTBの契約が必要となります。

## 第4条 (契約の成立)

- (1)加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認のうえ、KCV指定の申込書に必要事項を記入・捺印し、KCVがこれを承諾した時に成立するものとします。
- (2)レンタル契約は、契約時にレンタル保証金と事務手数料を払い込むものとします。尚、加入契約成立後にレンタル契約を解約した場合は、事務手数料は返戻致しません。
- (3)加入者は加入契約成立後、第6条、第9条に定める加入金又は保証金と事務手数料及び工事料をKCVに支払うものとします。ただし、支払い方法が分割払いの場合は10回までを限度とし、その際の手数料はすべて加入者が負担しなければなりません。
- (4)KCVは、前項の規定にかかわらず次の場合には加入契約の申込みをお断りすることがあります。
  - ①. KCVのサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
  - ②. 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
  - ③. 工事、料金支払等について、当社が定める方法に従わない場合
  - ④. その他、KCVの業務に著しい支障がある場合

## 第5条 (初期契約解除等)

- (1)加入申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令に基づき、文書により契約の解除を行うことができます。
- (2)第1項の規定による解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- (3)第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、加入申込者は引込工事、宅内工事等の着工、または完了済みの工事、撤去に要する工事および手続きに要した全ての費用を負担するものとします。
- (4)第3項の規定の他、申込者は、契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社に到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は加入申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。

## 第6条 (加入契約料及び利用料・レンタル料)

- (1)加入者は別表に定める加入契約料を支払うものとします。KCVは加入契約料を改定することがあります。但し、既加入者には適用しません。
- (2)加入者は別表に定める利用料・レンタル料をKCVに支払うものとします。
  - ①. 基本利用料、番組利用料及びレンタル料  
サービス提供を受けた日の属する月の翌月から毎月
  - ②. ペイ放送サービス視聴料  
サービスの提供を受けた日の属する月の分から支払うものとします。
- (3)利用料・レンタル料を遅滞又は自動振替による引き落とし不能、その他の理由による集金の場合は、KCVは延滞及び集金手数料を加入者に請求出来るものとします。
- (4)KCVは社会情勢の変化、番組内容の拡充により料金の改定をすることがあります。その場合は事前に加入者に知らせます。
- (5)日本放送協会(以下「NHK」という)の放送受信料はKCVが設定した利用料金には含まれておりません。但し、KCVとNHKとの委託契約によりNHK放送受信規約による放送受信料の代理集金(以下「KCV団体一括支払い」という)を行うことができるため、加入者の意思・

選択によりKCVの利用料にNHK衛星受信料を合算で支払う事ができます。

(6)株式会社WOWOWの加入料および視聴料は当社が指定した利用料金の中に含まれません。

#### 第7条（支払い方法）

(1)加入者は加入契約料及び工事料等については、別途KCVが指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

(2)加入者は毎月単位で支払う料金については、原則として当月15日に、加入者が指定した金融機関の口座から自動振替するものとします。ただし、原則として請求書・領収書の発行は致しません。

#### 第8条（延滞金）

加入者は料金の支払いについて指定の支払期日より遅延した場合は、年利14.5%の延滞金を支払期日の翌日より支払日までを日割計算してKCVに支払うものとします。

#### 第9条（端末機の貸与）

(1)KCVは加入者に希望によりSTB及び録画機能付きSTBを貸与致します。ただし、セットされているリモコン等の付属品は加入者に委譲します。

(2)テレビ受信機1台につき、STB及び録画機能付きSTBを接続します。

(3)集合住宅等で大家契約の店子の方が、STB及び録画機能付きSTBを取り付ける場合に限り、別表のSTB保証金が必要になります。

(4)加入者は使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとし、故意又は過失により、破損又は紛失した場合は修復・補填に要する費用は負担するものとします。

(5)STB及び録画機能付きSTBは、転売・転用・一時中止等は認めません。

#### 第10条（施設の設置及び費用の負担等）

(1)KCVは、本施設のうち放送センターから加入者の最寄りのタップオフまたはクロージャーマでの日田市所有以外の施設に要する費用を負担するものとします。

(2)加入者は、最寄りのタップオフまたはクロージャーの出力端子以降すべての引き込みに要する費用を負担するものとします。

(3)集合住宅など共聴施設によりサービスを受ける加入者については別途協議するものとします。

#### 第11条（施設の維持管理及び免責事項）

(1)KCVと加入者とのCATV施設上の責任分界点は同軸引き込み方式の場合は保安器、光引き込み方式の場合は光映像変換器(V-ONU)が境界となります。従って、同軸引き込み方式の場合はタップオフから保安器まで、光引き込み方式の場合は、クロージャーから光映像変換器(V-ONU)までの設備はKCVが管理します。

(2)KCVの業務提供開始後、加入者の施設(保安器または光映像変換器(V-ONU)から加入者の受信機の入力端子までの施設をいう。以下同じ)及び受信機等に起因する事故を生じた場合があってもKCVはその責任を負わないものとします。

(3)放送施設の停電又は改修工事調整のためやむなく停波した場合、KCVはその責任を負わないものとします。

(4)KCVは、天災・事変・不測の事故・通信衛星の故障・第三者の原因による停止その他KCV施設の故障等によるサービス提供の停止及び変更に基づく損害の賠償と利用料の返戻に応じません。

(5)第9条の端末機に付属し、セットされているリモコン等の故障、破損、紛失等の場合に関する修理、買い替え費用は加入者の負担となります。

(6)録画機能付きSTBについては、交換・故障、不具合等の原因により、録画・編集したデータの損失、正常に録画・再生出来なかった場合についての補償、およびこれに生じた損害、原因の如何を問わず一切当社は責任を負いかねます。また、交換・返却などの場合、記録済みデータの移し替え等はいりません。

#### 第12条（故障）

(1)KCVは加入者からKCVの提供する業務の受信に異常の申し出があった場合は、これを調整し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が加入者の施設による場合はその修復に要する費用は加入者の負担とします。

(2)加入者は故意又は過失によりKCVの施設に故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

#### 第13条（設置場所の変更）

(1)加入者が転居又は家屋の増改築に伴う一時的転居などにより、受信設備の移設を行う場合は、KCVの業務区域内で且つ最寄りのタップオフまたはクロージャーに余裕がある場合に限り可能とし、所定の移設届を提出するものとします。

(2)加入者は上記(1)の場合に要する工事費用を全て負担するものとします。

#### 第14条（名義変更）

(1)次の場合はKCVの承認を得て名義を変更することが出来るものとします。この場合、新加入者は名義変更料として当社が別に定める額を支払うものとします。

①. 相続の場合

②. 加入者の個人的譲渡による場合

(2)上記名義変更に伴い、工事・調整などが必要な場合は、その費用を新加入者から申し受けるものとします。



#### 第15条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は加入者の氏名、名称の変更、町名の表示変更、銀行口座の変更等加入申込書記載事項に変更がある場合は、速やかにKCVに届け出るものとします。

#### 第16条（サービスの上映及び頒布の禁止）

KCVは対価の有無に拘らず、加入者がKCVのサービスを公に上映すること、又はその複製物を頒布することを禁止します。

#### 第17条（不正視聴の禁止）

加入者はKCVに無断で契約台数以外の受信機に接続することを禁止します。もし、これに違反した場合は、KCVのサービスの提供を受け始めた時に遡り、当該利用料金をKCVに支払うものとします。

#### 第18条（無断視聴の禁止）

KCVとの間に加入契約を締結することなく、KCVの施設を利用しているものは盗視聴者として次の損害賠償を請求します。

- ①. 施設に瑕疵がある場合は、その復旧に要する全費用。
- ②. 権利損害金として加入金相当額及び1年間分の利用料。

#### 第19条（義務違反による停止又は解除）

- (1) 加入者が所定の加入金や工事料等をKCVの指定する期日までに支払わなかった場合、及び利用料やレンタル料を3ヶ月以上遅滞させた場合、又は加入契約約款に違反する行為があったと認める場合は、加入者に催告のうえKCVの業務を停止し、解約の処置を講ずることができるものとします。
- (2) 加入者は、上記(1)の料金未納による放送サービスの停止を受けた場合、再度継続を必要とする時は、未納額全額と復旧工事料として当社が別に定める額を納入しなければなりません。
- (3) 加入者は前項によりKCVの業務を停止されて解約となった場合は、ただちに加入契約約款全ての権利を失うものとします。ただし、加入者は前項にかかる債務の支払い義務を負うものとします。

#### 第20条（一時中止及び再開等）

- (1) 一般契約の加入者がKCVの業務の提供を一時中止する場合は、所定の一時中止届を提出し、KCVの承認を受けなければなりません。その場合届け出た間の利用料は無料としますが、第21条第1項の加入経過年数は継続するものとします。
- (2) 上記(1)の一時中止を希望する場合の期限は、最高1年間までとし、その間加入者から何ら申し出が無い場合は、最終日を以て第21条第1項に準じて、解約の措置を講じるものとします。
- (3) KCVの業務の再開を希望する場合は、その旨をKCVに申し出て、再開手数料として当社が別に定める額を納入し、KCVの工事を受けるものとします。
- (4) レンタル契約の加入者は一時中止を認めません。

#### 第21条（加入契約の解約）

- (1) 一般契約の加入者がKCVの業務区域外に移転し、又はその他の事情により契約を解約する場合には、直ちにKCVにその旨を申し出るものとし、支払われた加入金は次の算式により返戻するものとします。「 $\text{払込加入金} \times 0.1 \times (10 - \text{加入経過年数}) = \text{返戻金額}$ 」ただし、加入経過年数の1年未満の端数は1年とみなします。
- (2) 前項(1)の加入金返戻は、KCVに加入金の支払い実績のある加入者を対象とするもので、日田市(旧水郷テレビ)と令和4年3月31日以前に契約した加入者は対象外となります。
- (3) レンタル契約の加入者が前項(1)の理由により、契約を解約する場合には、保証金を全額返戻するものとします。ただし、事務手数料は返戻致しません。
- (4) 解約の場合、加入者は第5条の規定による料金を解約の当月分まで支払うものとします。ただし、前納している場合は、解約の月の翌月以降の分を払い戻します。
- (5) STB及び録画機能付きSTBのみの解約の場合は、加入者は事前にKCVに申し出て、STB及び録画機能付きSTBを返却するものとします。その場合に、撤去工事を依頼された場合や、STB及び録画機能付きSTBに汚損・破損などがある場合は、その修理費用を支払うものとします。
- (6) 加入者は第21条の解約によるKCV設備の撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物等の復旧を要する場合、その費用を負担するものとします。

#### 第22条（設置場所の無償利用及び便宜の提供）

- (1) KCVは本施設設置工事のために、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの物件を加入者に了承のうえ、必要最小限において無償で使用できるものとします。
- (2) 加入者は、KCVまたはKCVの指定する業者が本施設の設置、検査、宅内点検、修理、撤去及び復旧等を行うために加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供していただきます。

(3)加入者は設置場所の無償利用及び便宜の提供に関して、地主、家主、その他利害関係者がある時は、予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関して後日苦情が生じた場合があってもKCVはその責任を負いません。

#### 第23条（放送内容の変更）

KCVは次の場合放送内容を予告なしに変更する事があります。

- (1)天災、事変その他非常事態が発生又は発生する恐れがある場合。
- (2)KCVの事情により変更せざるを得ない場合。

#### 第24条（放送サービスの中断）

KCVは次の場合、放送サービスを中断することがあります。

- (1)本施設の保守点検、修理及び検査などを行うときに、緊急やむを得ない場合。
- (2)天災、事変（通信衛星の故障）などの非常事態又は不測の事故等やむを得ない理由が発生した場合。

#### 第25条（CASカードの取扱い）

(1)BSデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という。）に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャスト（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

(2)CSデジタル放送用ICカード（以下「C-CASカード」という。）に関する取扱いは別途「シーキャスト（C-CAS）カード使用許諾契約約款」に定めます。

#### 第26条（加入者個人情報の取り扱い）

- (1)KCVは、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づくほか、KCVが指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「方針」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
- (2)KCVの方針には、KCVが保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）がKCVに対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをWebサイト（<http://www.kcv.jp>）において公表します。
- (3)KCVは、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

#### 第27条（加入者個人情報の利用目的等）

(1)KCVは、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

- ① サービス契約の締結
- ② サービス料金の請求
- ③ サービスに関する情報の提供
- ④ サービスの向上を目的とした視聴者調査
- ⑤ 受信装置の設置及びアフターサービス
- ⑥ サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
- ⑦ サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る）

(2)当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、第1項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合があつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3)KCVは保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。但し、第2項各号に定める場合には、この限りではありません。

- ① 本人が書面等により同意した場合
- ② 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は方針に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
  - ア. 第三者への提供を利用目的とすること
  - イ. 第三者に提供される加入者個人情報の項目
  - ウ. 第三者への提供の手段又は方法
- ③ 第29条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合

- ④. 第30条の規定により加入者個人情報の取り扱いを委託する場合
  - ⑤. KCV又はKCVの代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申し込みが行われるのと同時に金融機関・郵便局に提供する場合(これらの加入者個人情報の修正を行う場合を含みます)
- (4) KCVは、第3項により第三者に加入個人情報を提供する場合には、加入者個人情報漏洩、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情報の安全管理」という)のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
- (5) KCVは、本人からKCVが保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なくこれを通知します。但し、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。
- ①. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
  - ②. KCVの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - ③. 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第28条 (加入者個人情報の共同利用)

- (1) KCVは、第27条第1項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち方針で定めるものを、その目的を達成する為に当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で当社の代理人と共同して利用します。
- (2) KCVは、第4条の規定に基づいて契約申し込みを承諾しなかった場合、又は第20条の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及びKCVの代理人と共同して利用することがあります。この場合において当該情報の利用目的は第4条又は第20条の要件に該当するか否かの判断に限ります。
- (3) 共同目的して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においてはKCV及びKCVの代理人が、並びに第2項の場合においてはKCV、KCVの代理人及び他の放送事業者が自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。尚、管理の責任を負うものの氏名又は名称は方針に定めます。

#### 第29条 (加入者個人情報の取り扱い委託)

- (1) KCVは、加入者個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することがあります。
- (2) 第1項の委託する場合は加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- (3) KCVは、第1項の委託先との間で、第27条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (4) 第3項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱を再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置をとる旨の内容を含みます。

#### 第30条 (安全管理措置)

KCVは、加入者個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の加入者情報の安全管理のため、加入者個人情報に係わる管理責任者の設置、安全管理規定の作成、従業員に対する監督、取扱の管理その他の指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

#### 第31条 (本人により開示の求め)

- (1) 本人は、KCVに対し、方針に定める手続きにより、KCVが保有する本人に係わる加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。
- (2) KCVは第1項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により(本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする)当該情報を開示します。但し、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
- ①. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ②. KCV又は第三者の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - ③. 他の法令に違反することとなる場合
- (3) KCVは、第2項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合には、本人に対し遅滞なく理由を付して文書で通知します。

#### 第32条 (本人による利用停止等の求め)

- (1) 本人は、KCVが保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、方針に定める手続きによりKCVに対し次に掲げる求めを行うことができます。
- ①. KCVが保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
  - ②. 加入者個人情報の利用の停止
  - ③. 加入者個人情報の第三者への提供の停止
- (2) KCVは、第1項の求めに理由があると認めるときは遅滞なく必要な措置をとります。
- (3) KCVは、第2項によりとった措置の内容(措置をとらない場合はその旨)及びその理由を本人に対し遅滞なく通知します。



### 第33条（本人確認と代理人による求め）

- (1) KCVは、第27条第6項、第31条第1項又は第32条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は第2項の代理人であることの確認を方針に求める手続きにより行います。
- (2) 本人は、第27条第6項、第31条第1項又は第32条第1項の求めを代理人によって行うことができます。

### 第34条（本人の求めに係わる手数料）

- (1) KCVは、第27条第6項及び第31条第1項の求めを受けた場合は、別表に定める手数料を請求します。
- (2) 第1項の手数料は、KCVの指定する期日に利用料金に合算して支払うものとします。
- (3) 加入者以外の本人の係わる手数料は、KCV窓口にて現金で支払うものとします。

### 第35条（苦情処理）

- (1) KCVは加入者個人情報の取扱に関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
- (2) 第1項の苦情処理の手続きは方針に規定します。

### 第36条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

KCVは、第27条第6項、第31条第1項又は第32条第1項に基づく求め、第35条に基づく苦情の受付、その他加入者個人情報の取扱に関する問い合わせについては、方針に掲載された窓口にて受け付けます。

### 第37条（保存期間）

KCV及びKCVの代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。但し、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

### 第38条（加入者個人情報の漏洩等があった場合の措置）

- (1) KCVは、KCVが取り扱う加入者個人情報の漏洩があった場合には速やかにその事実関係を本人に通知します。
- (2) KCVは、KCVが取り扱う加入者個人情報の漏洩等があった場合には、可能な限りその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
- (3) 第2項の規定は、通知又は公表することにより、第32条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

### 第39条（定めなき事項）

本約款に定めていない事項、又は疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

### 附 則

- (1) KCV は特に必要がある時には、この約款に特約を付することが出来るものとします。
- (2) 旧約款は本約款施行後は廃款とし、効力を失うものとします。
- (3) 本約款は令和4年4月1日から施行します。

## CAS用ICカード使用許諾契約約款

KCVコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」という）は、お客様（以下「使用者」という）がこの約款の内容に同意される場合に限り、同封のCAS用カード（以下「カード」という）を使用者が使用することを許諾します。使用者がこのパッケージを開封されると、この約款に同意し「CAS用ICカード使用許諾契約」（以下「契約」という）が成立したものとみなしますので、開封前にこの約款を必ずお読みください。

### 第1条（カードの使用目的）

カードにはCATVデジタル放送受信機器を制御する集積回路(IC)が内蔵されています。このカードは有料放送サービスの視聴の為に必要になります。

### 第2条（カード使用許諾）

このパッケージに同封されているカードの所有権は当社に帰属します。この約款に同意したお客様に限り、この契約に基づきカードの使用を許諾します。

### 第3条（カードの貸与単位）

当社は、使用者に対しCATVデジタル放送受信機器1台につきカード1枚を貸与します。

### 第4条（カードの管理等）

- (1) 使用者はカードをCATVデジタル放送受信機器に常時装着した状態で使用・保管しカードが紛失、盗難、故障及び破損することのないよう十分注意（善良な管理者の注意）をしなければなりません。
- (2) 当社が使用者のカードが使用されたものと確認して取り扱った場合、当社は放送の受信その他受信機器を用いて行われる全ての操作が使用者によって行われたものとみなし、カードの第三者により不正利用等の事故により損害が生じても当社は一切の責任を負いません。

#### 第5条（カードの故障及び交換等）

- (1) 使用者は、カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は当社に連絡してください。
- (2) 使用者に貸与されたカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合は、当該カードを交換します。この場合、当社が無償と認定した場合を除き使用者は当社に対し、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。
- (3) カードの故障によりペイ・パー・ビュー放送サービス、有料放送サービス等が視聴できない等の損害が生じても当社は一切の責任を負いません。
- (4) 第2項の場合、当社からカードの故障が認定されたカードは、直ちに当社に返却しなければなりません。

#### 第6条（カードの紛失・盗難等及び再発行）

- (1) 使用者がカードを紛失または盗難等にあった場合は、直ちに当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社が前項の通知を受理した場合は当該カード無効とし、カードを通じて行う各種サービスの対応を停止します。
- (3) 紛失または盗難等により当社が使用者からカードの再発行の請求を受けた場合は、当社が再発行することを不適と認めた場合を除きカードの再発行を行います。
- (4) 前項の場合使用者は当社に対し「別表」に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

#### 第7条（不要となったカードの返却）

- (1) 使用者はカードが不要となった場合は、直ちに当社に連絡の上カードを返却しなければなりません。
- (2) 前項に基づく返却があった場合は、この契約は終了します。
- (3) カードの返却受理後に新たにカードの発行請求を受けた場合、当社は第6条第3項及び第4項の規定に準じてカードの再発行を行います。

#### 第8条（使用許諾の取り消し）

- (1) 当社の都合によりカードの使用許諾を取り消す場合があります。
- (2) 当社の都合により使用者にカードの交換・返却を要求することがあります。

#### 第9条（禁止事項等）

- (1) 使用者はカードの複製・翻案、及び改造・変造・改ざん等カードの機能に影響を与える行為を行うことはできません。また使用者はカードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
- (2) 使用者はカードをレンタル、リース、賃貸または譲渡その他方法のいかんを問わず、第三者に使用させることはできません。但し、使用者と同一世帯の者に限り使用者の責任において、当該カードを利用させることができます。
- (3) 使用者が法人で当社に個別に要請のあった場合は、前項の規定によらず当社が別に定める規定によるものとします。

#### 第10条（契約義務違反）

使用者がこの契約に違反した場合、当社は契約を解除し、使用者に対し当該カードの返却を求めるほか当社が被った損害の賠償を請求することができます。

#### 第11条（免責事項）

当社はこの約款に別段の規定のある場合のほか、カードの使用に関して発生する使用者の損害の賠償について、当社に故意または重大な過失のある場合を除き一切の責任を負いません。

#### 第12条（契約約款の変更及び周知方法）

この契約約款は変更することがあります。この契約約款の変更事項または新契約約款については、別に定める方法にて周知します。

#### 〔別表〕 カード再発行費用

第5条第2項及び第6条第4項に規定するカード再発行費用は当社へお支払いいただきます。



## 【別表】

### 1. 加入契約料

区分	加入契約料
一般契約	44,000円(税込)
レンタル契約	保証金 6,000円 事務手数料 4,400円(税込)

・集合住宅で加入契約のない方がSTBを契約する場合には保証金10,000円/1台が必要となります。

### 2. 工事料

区分	工事料	備考
標準工事(一戸建て)	38,500円(税込)	TV1台までの接続調整含む
STB取付	8,800円(税込)/1台	
STB機種交換	8,800円(税込)/1台	加入者の希望によりSTBを変更する場合、こちらの料金が適用となります。

・標準工事とは家屋まで光ケーブルを引き込み、V-ONU(光映像変換器)を設置し、TV・VTR1台までの接続・調整までとなります。尚、V-ONUに必要な電源口追加工事はありません。

・引込みに至るまでの幹線延長工事、電柱共架工事等の特殊工事が発生した場合は別途料金となります。

・既設の宅内設備の利用により改修工事(増幅器・分配器・テレビユニットの交換・新設、及びケーブル線の張替え等)が必要となった場合は別途費用となります。

・2台目以降のSTBの設置工事、TV・録画機調整は実費となります。

・加入者の都合による引込線、宅内設備の変更工事が発生した場合、変更工事料が必要となります。

・屋内のケーブル線等受信設備が当社基準を満たしていないときはサービス提供ができない場合があります。

### 3. 利用料

区分	月額料金	備考
デジタルスタンダードプラン	4,070円(税込)/台	STB使用料含む※②
デジタルライトプラン	2,530円(税込)/台	STB使用料含む※②
デジ録プラン※①	上記デジタルプラン月額料金+1,100円(税込)/台	
デジ録ブルーレイ※①	上記デジタルプラン月額料金+3,300円(税込)/台	
再送信(一般)	2,200円(税込)	テレビ3台まで
再送信(レンタル)	2,860円(税込)	テレビ1台まで

・STB1台に、テレビ1台の契約となります。

・業務施設はテレビ1台ごとに再送信利用料が必要となります。

※①「デジ録プラン」「デジ録ブルーレイ」はデジタルプラン月額料金が支払われている事が加入条件になります。

※②レンタル契約のお客様はプラス660円(税込)となります。

### 4. 有料放送利用料(ペイ放送サービス)

区分	項目	月額利用料	備考
STB/1台	スターチャンネル1・2・3	2,530円(税込)/台	
	衛星劇場	1,980円(税込)/台	
	WOWOWプライム・ライブ・シネマ・4K	2,530円(税込)/台	(株)WOWOW サービス約款が適用されます。
	グリーンチャンネル1・2	1,100円(税込)/台	グリーンチャンネル視聴規則が適用されます。

区分	項目	月額利用料	備考
STB/1台	東映チャンネル	1,650円(税込)/台	
	フジテレビNEXT	1,320円(税込)/台	
	J sports 4	1,430円(税込)/台	
	アニメシアターX	1,980円(税込)/台	
	テレ朝チャンネル1	660円(税込)/台	
	V☆パラダイス	770円(税込)/台	
	プレイボーイチャンネル	2,750円(税込)/台	2チャンネルセット
	レッドチェリー	2,750円(税込)/台	3,300円(税込)/台
	レインボーチャンネル	2,530円(税込)/台	2チャンネルセット
	ミッドナイトブルー	2,530円(税込)/台	3,080円(税込)/台

- ・STBが設置され利用料が支払われている事が加入条件となります。
- ・WOWOWを視聴する場合の利用料は直接WOWOWへの支払いとなります。

## 5. その他費用

区分	金額	区分	金額
名義変更手数料	1,100円(税込)/1件	CASカード再発行費用	3,300円(税込)/1枚
個人情報開示手数料	550円(税込)/1件	STBリモコン交換費用	3,300円(税込)/1個

- ・STB付属のリモコンは有償にてお取り替えます。

### ■加入契約の特約、標準工事料の割引について■

お客様の費用負担を軽減させていただいておりますので、お客様のご都合により工事完了後に解約された場合は解約金が必要です。

#### 1. 標準工事料割引

- ①サービス開始翌月から1年間以上の継続利用を条件とし、標準工事料38,500円(税込)を22,000円(税込)に割引いたします。お客様のご都合により1年以内に解約する場合は、**解約届の提出と解約金として(12ヶ月ー利用月数)×1,100円(税込)が必要となります。**
- ②初期契約解除制度をお申し出の場合は、適用外となります。

#### 附則

(実施期日)

この料金表は、令和4年4月1日より適用します。